

別記様式(第4条関係)

随意契約結果一覧

所属(課名)						収 納 課	
件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
収滞納管理業務システム運用委託	平成31年4月1日	松阪市石津町353番地1 (株)松阪電子計算センター 代表取締役 熊崎 孝	22,624,429	22,624,040	現在、稼働しているシステムのデータについては、全て松阪市の物であるが、アプリケーション部分は(株)松阪電子計算センターに著作権があるため、各業務を毎年入札によって業者決定した場合、全てを再構築する必要がある。業者決定からシステム構築、そして、本稼働までにはかなり時間を要することから、その間、旧システムにより業務をすることになり、二重の予算が必要となる。これらを鑑み、毎年の入札にはそぐわない業務と考える。根拠法令、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号	有	
電話催告システム保守委託	平成31年4月1日		1,805,040	1,805,040		無	
コンビニ収納業務委託	平成31年4月1日		1,792,090	1,791,960		無	
松阪市市税・保険税口座振替一括伝送システム開発・運用委託業務	平成31年4月1日	松阪市京町510番地 (株)第三銀行 取締役頭取 岩間 弘	1,177,200	1,177,200	委託内容が口座振替一括伝送システムの運用という特殊な業務であり、システム構築が必要となり、毎年の入札にはそぐわない業務と考える。根拠法令、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号	無	
電話催告システム環境構築更新業務委託	令和元年6月18日	松阪市石津町353番地1 (株)松阪電子計算センター 代表取締役 熊崎 孝	1,611,900	1,528,308	7年前に構築を行った際に(株)松阪電子計算センターと委託契約を締結し、現システムを導入した。現在、データは同社が所有しているため、構築については同社との契約が費用面で圧倒的に有利である上、また、セキュリティ面でも現状を維持できると考える。根拠法令、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号	無	

住民情報システム地方税共通納税システム対応改修業務委託	令和元年7月22日	松阪市石津町353番地1 (株)松阪電子計算センター 代表取締役 熊崎 孝	3,283,200	3,283,200	10月より全国一斉に開始される、地方税共通納税システム(eLTAXを利用した電子納税)を導入するにあたり、松阪市住民情報システム(e-AD2)を改修するための業務委託となり、共通納税システムにより送信される納付情報を消し込む機能や、納付者情報をEUCで切り出しできるようにするなどの機能を追加する。そのためe-AD2の運用委託を履行している(株)松阪電子計算センターとの契約が必要となる。根拠法令、地方自治法施行令167条の2第1項第2号	無	
地方税納税共通システム(eLTAX ASP)のサービス導入業務委託	令和元年8月1日	名古屋市中区栄一丁目24番15号 株式会社日立システムズ中部支社 支社長 河田 淳一	1,294,488	1,294,488	令和元年10月より全国一斉に開始される、地方税共通納税システム(eLTAXを利用した電子納税)を導入するにあたり、共通納税審査をLGWAN回線を介したASPサービスにて利用できるように設定するための委託契約である。 当市では既に市民税課でeLTAXを導入しており、認定委託事業者として登録されている(株)日立システムズと契約を締結していることから、既に契約した業者と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある業務のため、(株)日立システムズと契約したものである。 根拠法令は地方自治法施行令167条の2第1項第2号	無	